

朝霞市規則第 2 3 号

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則（平成 2 1 年朝霞市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 道路の整備の項中

車道部の幅員	断面の組成厚
4 . 2 メートル まで	表層（再生密粒度アスコン） 5 センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 1 5 センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 2 0 センチメートル 遮断層（再生砂） 2 0 センチメートル
4 . 2 メートル 超 6 メートルま で	表層（再生密粒度アスコン） 4 センチメートル 基層（再生粗粒度アスコン） 6 センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 1 5 センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 2 0 センチメートル 遮断層（再生砂） 2 0 センチメートル
6 メートル超	表層（再生密粒度アスコン） 4 センチメートル 基層（再生粗粒度アスコン） 6 センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 3 0 センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 2 0 センチメートル 遮断層（再生砂）

	20センチメートル	」を
--	-----------	----

車道部の幅員	断面の組成厚	
4.2メートルまで	表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 15センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル	
4.2メートル超6メートルまで	表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 基層（再生粗粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 15センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル	
6メートル超	表層（再生密粒度アスコン） 5センチメートル 基層（再生粗粒度アスコン） 5センチメートル 上層路盤（再生粒調碎石） 30センチメートル 下層路盤（再生切込碎石） 20センチメートル 遮断層（再生砂） 20センチメートル	」に改める。

別表第4公園等の整備の項中「水銀灯100ワット相当」を「概ね3ルクス」に改める。

様式第3号中

「※ 2 この計画の構想に意見がある方は、閲覧の開始後 1 4 日以内に限り、意見書を事業者に提出できます。提出期限（ 年 月 日）を
がありますのでご注意ください。」

「※ 2 この計画の構想に意見がある方は、提出期限（ 年 月 日）に、
まで意見書を事業者に提出できます。」

「構想届出書の閲覧開始日 年 月 日」を

「構想届出書の閲覧開始日 年 月 日 ※ 1」に
改める。

様式第 1 1 号中

「ファイル（A 4 版）にとじ、4 部提出

- ・ 正本（1 部）…朝霞市用
- ・ 副本（1 部）…事業者用
- ・ 副本（2 部）…閲覧用

「ファイル（A 4 版）にとじ、4 部＋各課協議分提出

- ・ 正本（1 部）…朝霞市用
- ・ 副本（1 部）…事業者用
- ・ 副本（2 部）…閲覧用
- ・ 各課協議分

「開発事業等協議書（書式は任意）」を「開発事業等協議申請書」に、

「1 7 開発事業等事業計画説明報告書審査終了通知書の写し

1 8 その他市長が必要と認める書類

- ・ 全部事項証明書(建物)、工場に関する調書、危険物に関する調書、
土地利用経過報告書、ボーリング調査報告書等

※ 設計図書には作成者の氏名を記載してください。

「1 7 その他市長が必要と認める書類

- ・ 全部事項証明書(建物)、工場に関する調書、危険物に関する調書、
土地利用経過報告書、ボーリング調査報告書等

改める。

様式第 5 7 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、様式第 5 7 号の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第 4 の規定は、この規則の施行の日以後に提出される開発事業等協議申請書について適用し、同日前に提出された開発事業等協議申請書については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。